

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年五月十日

徳島県人事委員会委員長 井 内 秀 典

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（規則四 九）の一部を次のように改正する。

第五十五条第一項第四号中「現に正式に任用されている者」の下に「又はかつて正式に任用されていた者」を、「現に任用されている職」の下に「又はかつて任用されていた職」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。